

農協改革の進捗状況の把握・評価・今後の対応について

平成28年10月
農林水産省

1. 制度改革の周知徹底

- ・ 農林水産省は、昨年9月から本年9月までに、農協関係者へ64回、農業者その他へ58回、改革の説明会を実施し、制度改革を周知徹底。
- ・ また、制度改革を踏まえ、国、都道府県の監督指針を改定し公表（28年4月）。

2. 進捗状況の把握

- ・ 全国レベルの団体（全中、全農、農林中金等）とは、改革の具体化に関し、日常的な対話を実施。
- ・ 各地の農協に関しては、都道府県に対して毎年実施しているヒアリング（本年6月～9月に実施。北海道は11月実施予定）の中で、管内の各農協の取組状況に関するヒアリングを実施。
- ・ さらに、農業法人協会、4Hクラブなど農業者からも、農協改革の状況を随時ヒアリング。

3. 評価

- ・ 改正農協法は本年4月に施行されたばかりであり、評価についてはある程度の期間をおいて考える必要があるが、施行直後に把握した取組状況は次のとおり。
 - ① 半数程度の農協が、今回の農協改革を契機に、今後の農協の農産物販売事業や生産資材購買事業の進め方や役員の選び方等について、担い手を中心とする組合員と農協役職員との話し合いを既に進めている一方で、残りの半数の農協も今後話し合いを進める予定という状況。
 - ② 半数程度の農協が理事の選出方法等の変更を行う方向で検討している一方で、未だ具体的な取組に至っていない農協も一定程度見られる。
 - ③ 農産物販売事業や生産資材購買事業の見直しについては、多くの農協が取組を進めている一方で、検討は行っているが具体的な取組に至っていない農協も一部に見られる。

4. 今後の対応

- ・ 引き続きヒアリング等により、農協改革の進捗状況を継続的にフォローアップしていくとともに、農業者の農協改革の評価についてもモニタリングを進める。（その際、生産資材改革、流通・加工構造改革については、重点的に実施。）
- ・ 改革の優良事例についても今年度内を目途に公表し、横展開を促していく。
- ・ 農協が組合員に事業利用を強制しないこと等改革の趣旨を徹底する観点から、公正取引委員会と合同で説明会を開催する（本日公表。11月から全国12か所で開催予定）。